

みらい1分ニュースレター

2009/9/7 第10号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

不況下で税収が減っている背景もあり、税務総局の調査も厳しくなっています。

移転価格税制の執行も年々強化されており、総局の調査に際しては、根拠となる資料の準備と、経理処理が合理的であることを十分に説明することが大事です。

みらいコンサルティング(株) 国際部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

テーマ

中国企業と外国にある関連企業との取引の調査を強化することに関する通知

←ポイント

- ✓ 公布部門: 財政部国家税務総局
- ✓ 発 布: 2009年7月6日
- ✓ 背 景: 金融危機を背景とした企業収益の悪化
- ✓ 目 的: 中国企業と外国にある関連企業との取引の調査を強化することで、中国国外で生じる経営損失を中国企業に移転することを防止するため

←解 説

◆ [単一生産型企業は一定の利益を確保しなければならない]

単一生産型企業（来料加工企業または進料加工企業）は、今日の金融危機を背景とした世界経済の悪化のもとでも、外国にある関連企業との取引については合理的な企業間取引価格を定めて一定の利益を確保しなければならない。

◆ [経営損失が生じる場合には税務局に関係資料を提出しなければならない]

上記のような単一生産型企業は、経営損失が発生する場合には、その事業年度の関係資料を翌年の6月20日までに移転価格の同期資料と一緒に、税務局に提出しなければならない。
※関係資料の具体的な内容は、現時点ではまだ公表されていない。

◆ [税務局の調査内容]

税務局の重点調査項目は下記の3点である。

- (1) 外国にある関連企業の経営損失を中国企業に移転していないか。
- (2) 中国企業の利益をタックスヘイブン地域に移転していないか。
- (3) 中国企業と外国にある関連企業との間の取引価格が合理的であるか、中国企業は一定の利益を確保しているか。

執筆: 潘 姝蓉 (pan shu rong)

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、約140名の陣容。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

